

板橋区廃棄物処理施設調整会議設置要綱

(平成 20 年 6 月 16 日 区長決定)

(平成 25 年 1 月 31 日 一部改正)

(平成 25 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 27 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 30 年 4 月 1 日 一部改正)

(令和 3 年 4 月 1 9 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書きの適用にあたり、板橋区廃棄物処理施設調整会議（以下「会議」という。）を設置し、関係各部署間で協議を行い、もって適正かつ適切な許可を行うことを目的とする。

(会議内容)

第 2 条 会議は、前条に定める目的達成のため次に掲げる事項を協議する。

- (1) 建築計画が、一般廃棄物処理基本計画に適合していること。
- (2) 建築計画が、適正な廃棄物処理を行えるものであること。
- (3) 建築計画が、環境基本計画に適合していること。
- (4) 建築計画が、都市計画上支障をきたさないこと。
- (5) 建築計画が、用途地域の指定に支障を及ぼさないこと。
- (6) 建築計画について、住民に対する説明、調整が十分に図られていること。
- (7) その他周辺環境に著しい影響を及ぼさないこと。

(構成)

第 3 条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議に座長を置き、その職務は次に掲げるものとする。

- (1) 会議の座長は、都市整備部長の職にある者を充てる。
- (2) 座長代行は、建築指導課長の職にある者を充てる。
- (3) 座長は、会議の代表とし、会議を招集するとともに主宰する。
- (4) 座長が必要と認めたときは、関係職員を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 5 条 会議の事務局は、都市整備部建築指導課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成25年1月31日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月19日から施行する。

(別表)

座長	都市整備部長
都市整備部	都市計画課長
	調整・都市基盤DX係長
	都市計画係長
	建築指導課長(座長代行兼事務局長)
	建築庶務係長
	意匠審査係長
資源環境部	環境政策課長
	生活環境保全係長
	自然環境保全係長
	スマートシティ・環境政策係長
	資源循環推進課長
	管理係長
	清掃事業係長